



事 務 連 絡
平成24年5月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（訂正前「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」）の一部差換えについて

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（訂正前「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」）（平成24年4月17日付保医発0417第2号）について、5月1日付事務連絡にて差し替えをお願いしたところですが、下記のとおりさらに誤記がございましたので、大変お手数をおかけいたしますが、再度差換えをお願いいたします。

記

訂正箇所

3を4とし、次を追加する。

- 3 別添1第2章第2部第3節C200（1）中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に改める。